



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第1号 令和5年2月1日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
29	皆伐面積の限度を公表する件	森林整備課
30	港湾施設の概要を公示する件	運輸政策課
31	放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件	同

徳島県告示第二十九号

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により公表する。

令和五年二月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

単位区域名	皆伐面積の限度（ヘクタール）	
	水源涵養保安林	土砂流出防備保安林
祖谷川	七六七・七七	五一・八八
吉野川中流	四七九・六五	九五・七八
貞光川	一四八・三一	二二・九五
穴吹川	二二四・二五	六七・三〇
美馬北岸	一三〇・七〇	六〇・八二
板野	二八六・四六	二〇六・三四
鮎喰川	一五二・七八	四四・九四
勝浦川	三六九・〇七	一二・二六
那賀	一、六七七・一九	一二一・五四
那賀川下流	四三・五八	六・〇〇
日和佐川	一五一・七〇	九・一二
海部川	六八二・一四	五七・六六
計	五、一一三・六〇	七五六・五九

備考 単位区域については、次の図に示すとおりとする。
 （「次の図」は、省略し、その関係図面を徳島県農林水産部森林整備課並びに徳島県東

部農林水産局及び徳島県総合県民局に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第三十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、日和佐港の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和五年二月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 港湾施設の種類
水域施設（小型船舶用泊地）
 - 二 名称
日和佐浦地区第三小型船舶用泊地
 - 三 位置
海部郡美波町奥河内地先（次の図に示す部分に限る。）
 - 四 数量及び能力
延長 二五〇メートル
 - 五 供用開始年月日
令和五年二月一日
 - 二一 港湾施設の種類
水域施設（小型船舶用泊地）
 - 二 名称
日和佐浦地区第四小型船舶用泊地
 - 三 位置
海部郡美波町日和佐浦地先（次の図に示す部分に限る。）
 - 四 数量及び能力
延長 三二〇・五メートル
 - 五 供用開始年月日
令和五年二月一日
- （「次の図」は、省略し、その図面を徳島県南部総合県民局美波庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第三十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定に基づき、放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和五年三月一日から適用する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において一般の縦覧に供する。

令和五年二月一日

日和佐港湾管理者 徳島県

代表者 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 港湾名

日和佐港

二 放置等禁止区域

弁才天物揚場（施設番号 三六〇〇七Ｃ 六 四）、弁才天物揚場（施設番号 三六〇〇七Ｃ 六 五）、内ヶ磯橋取合（施設番号 三六〇〇七Ｂ 五 一一）、内ヶ磯橋、内ヶ磯橋取合（施設番号 三六〇〇七Ｂ 五 二〇）、陸域、城山物揚場（施設番号 三六〇〇七Ｃ 六 〇九）、城山物揚場隔壁護岸（施設番号 三六〇〇七Ｂ 五 二一）、城山物揚場（施設番号 三六〇〇七Ｃ 六 一〇）、城山物揚場（施設番号 三六〇〇七Ｃ 六 一一）、陸域、城山護岸（施設番号 三六〇〇七Ｂ 五 二二）及び弁才天物揚場（施設番号 三六〇〇七Ｃ 六 四）により囲まれた海面

三 放置等禁止物件

船舶及び浮棧橋